

1. 請求の要旨及びその理由

(1) 請求の要旨

沼津市長頼重秀一は、令和4年度沼津市予算において、沼津市新中間処理施設整備事業(1億300万円)を予算化した。この事業は、下記の理由により違法な事業であることから本件について監査のうえ、当該事業の履行の防止を求める。

(2) 請求の理由

沼津市は、現在稼働中のごみ焼却場の建設にあたり、将来計画として「次のごみ焼却場」を現在地に建設しないことを確約し、そのことを証する覚書を昭和49年11月14日沼津市長 井手敏彦と清水町外原区長 木村 真並びに清水町外原区闘争委員会委員長 宮本 重夫との間に交わしている。

令和4年度沼津市新中間処理施設整備事業は、上記覚書に反する行為であり「権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない」とする民法第1条第2項に違反する違法行為であるとともに「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない」とする地方自治法第2条第16項に違反する違法行為である。

なお、本請求とは別の請求であるが、上記覚書の遵守を求め令和4年1月21日付けにて沼津市原 936-2 庄司静男氏他から沼津市職員措置請求がなされたが、沼津市監査委員は、沼監第82号 令和4年3月4日付けにて当該請求を棄却する通知をしている。

本請求の請求人らは、沼津市監査委員が上記覚書に法的根拠がないとした沼津市の主張をそのまま認め、請求人の請求理由を公正に検討することなく、上記請求を棄却したことが不当であると考え本請求に至ったことを申し添える。

)

2. 請求人

別紙

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和4年5月30日

沼津市監査委員 様